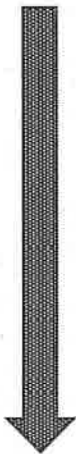


**特定地域看護職員確保支援事業**

【現状】 50歳未満の看護職員の構成割合が、減少し、著しく低い二次保健医療圏がある。心身の負担が大きい夜勤業務などは、50歳以上の看護職員を主体とした体制で継続することは困難であり、このまま放置すれば、医療の崩壊が危惧される。



50歳未満の看護職員の構成割合の変化

二次保健医療圏	H22	H24	H26	H28
県南東部	73.1%	71.9%	70.6%	69.2%
県南西部	75.3%	73.0%	71.8%	69.6%
高梁・新見	53.6%	46.9%	42.5%	41.0%
真庭	59.8%	55.7%	53.8%	53.0%
津山・英田	65.0%	62.5%	60.0%	60.9%

(保健師助産師看護師法第33条に基づく業務従事者届結果)

【対応策】 当該二次保健医療圏を対象とする即効性のある若手看護師確保のための補助事業の創設

＜対象とする二次保健医療圏＞

平成28年に50歳未満の年齢構成割合が55%未満の圏域  
かつ  
50歳未満の看護職員の構成比減少率が直近6年間で年平均1%以上の圏域  
ただし、50歳未満の年齢構成割合が55%以上となるまでは対象圏域とする。



＜補助事業の概要＞

対象圏域へ就業する者へ就職準備金を支給する施設へ補助金を交付

(1/2補助 最大20万円 70人分の補助)

- ①補助対象施設：200床未満の病院、診療所、介護老人保健施設、訪問看護事業所 等  
ただし、市町村が直接運営する施設及び50歳未満の看護職員の年齢構成割合が70%以上の施設は除く。
- ②就業する者の条件：
  - ・45歳未満
  - ・新卒者、再就業者、対象圏域外からの転職者。ただし、同一法人内の異動は除く。
  - ・週32時間以上勤務 など
- ③補助金の返還：②の就業者が2年間継続して勤務できなかった場合は、補助対象施設が返還する。

○予算額 14,183千円 (終期設定 平成35年度)

効果

この事業により、対象圏域の平成35年の50歳未満の看護職員の比率を50%以上に引き上げる。

## 岡山県特定地域看護職員確保支援事業実施要綱

### 1 目的

県内には、50歳未満の保健師、助産師、看護師、准看護師（以下「看護職員」という。）の構成割合が減少し、著しく低い二次保健医療圏（医療法第30条の4第2項第12号に規定する区域。以下同様）がある。

このような二次保健医療圏においては、近い将来、心身の負担が大きい夜勤や療養上の世話などの看護業務への対応が困難になり、安全な医療の提供ニーズに応じられなくなることが予想される。

このため、将来にわたり安心して医療を受けられる体制の整備をめざし、50歳未満の看護職員の構成割合が著しく低い二次保健医療圏（以下「特定地域」という。）において若手看護職員の採用を促すため、特定地域に所在する医療施設が行う若手看護職員確保の取組を支援する事業を実施する。

### 2 実施主体 岡山県

### 3 特定地域の要件

1における特定地域は、次の(1)及び(2)のいずれの要件にも該当する二次保健医療圏とする。

- (1) 直近の調査において、就業する看護職員のうち50歳未満の者の割合が55%未満となった二次保健医療圏
- (2) 50歳未満の者の構成割合減少率が、直近6年間の調査で年平均1%以上の二次保健医療圏

ただし、この事業において、いったん特定地域とされた二次保健医療圏は、(2)の要件に該当しなくなった場合以降においても、(1)の要件に該当する間は、特定地域とみなすものとする。

(1)及び(2)における調査は、保健師助産師看護師法第33条の規定による、2年毎の業務従事届の集計結果によるものとする。

なお、業務従事届の集計結果が公表された時点において、あらたに特定地域の要件に該当する二次保健医療圏が発生した場合は、集計結果公表年度の翌年度以降の事業の実施要綱の4において、あらたな特定地域を決定して事業対象とする。

また、業務従事届の集計結果が公表された時点において、特定地域に該当しなくなった二次保健医療圏については、当該集計結果公表年度の補助事業に限り、なお特定地域の要件が継続しているものとみなす。

### 4 事業対象とする特定地域

3の要件を充足する、高梁・新見保健医療圏及び真庭保健医療圏を特定地域とする。

### 5 事業の内容

4で定めた特定地域に所在する医療施設が、新たに採用した45歳未満の若手看護職員に就職準備金を支給した場合、一定の要件のもとでその一部を助成する。

#### (1) 事業対象とする医療施設

特定地域内に所在する看護職員が就業する病院等とし、その詳細は、知事が別に定める。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。